

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例施行規則 新旧対照表

新	旧
<p>(縦覧の場所等)</p> <p>第3条 条例第3条第3項の規定による縦覧(以下この条において「縦覧」という。)の場所は、市民局に置く。</p> <p>2 縦覧の日時は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 縦覧に供しない日は、<u>横浜市の休日</u>を定める条例(平成3年12月横浜市条例第54号)第1条第1項に定める横浜市の休日とする。</p> <p>(2) 縦覧に供する日における縦覧に供する時間は、<u>午前9時から午後5時15分までとする。</u></p> <p>(3) 前2号の規定にかかわらず、市長は、縦覧に供する書類の整理その他特に必要があると認めるときは、縦覧に供しない日又は縦覧に供する時間を変更することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、その旨を縦覧の場所に掲示するものとする。</p> <p>3 縦覧に供する書類は、市長の許可なく、縦覧の場所以外に持ち出してはならない。</p> <p>4 縦覧に供する書類は、丁重に取り扱い、破損、汚損、加筆等の行為をしてはならない。</p> <p>5 市長は、前2項の規定に違反する者に対しては、その縦覧を中止させ、又は縦覧を禁止することができる。</p>	<p>(縦覧の場所等)</p> <p>第3条 条例第3条第3項の規定による縦覧(以下この条において「縦覧」という。)の場所は、市民局に置く。</p> <p>2 縦覧の日時は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 縦覧に供しない日は、<u>第4日曜日(12月にあっては、第1日曜日及び第4日曜日とする。)並びに1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までとする。</u></p> <p>(2) 縦覧に供する日における縦覧に供する時間は、<u>午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(前号に掲げる日を除く。)にあっては、午前9時から午後5時までとする。</u></p> <p>(3) 前2号の規定にかかわらず、市長は、縦覧に供する書類の整理その他特に必要があると認めるときは、縦覧に供しない日又は縦覧に供する時間を変更することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、その旨を縦覧の場所に掲示するものとする。</p> <p>3 縦覧に供する書類は、市長の許可なく、縦覧の場所以外に持ち出してはならない。</p> <p>4 縦覧に供する書類は、丁重に取り扱い、破損、汚損、加筆等の行為をしてはならない。</p> <p>5 市長は、前2項の規定に違反する者に対しては、その縦覧を中止させ、又は縦覧を禁止することができる。</p>
<p>(役員の変更等の届出)</p> <p>第12条 条例第10条第1項の規定による届出は、指定特定非営利活動法人変更届出書(第3号様式)に条例第7条第2項第2号に掲げる事項の変更による場合を除き、次の各号に掲げ</p>	<p>(役員の変更等の届出)</p> <p>第12条 条例第10条第1項の規定による届出は、指定特定非営利活動法人変更届出書(第3号様式)に条例第7条第2項第2号に掲げる事項の変更による場合を除き、次の各号に掲げ</p>

る場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して行わなければならない。

- (1) 役員名簿(条例第3条第2項第4号に規定する役員名簿をいう。以下この号において同じ。)の変更による場合

ア 変更後の役員名簿

イ 条例第6条第1号に該当しない旨を説明する書類

- (2) 定款の変更による場合

ア 変更後の定款

イ 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「法」という。)第25条第3項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係る定款の変更をした場合を除く。)

ウ 当該定款の変更に係る法第25条第3項の規定による所轄庁の認証を受けたことを証する書類の写し(同項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係る定款の変更をした場合に限る。次条第1項第1号エ及び第2号ウにおいて同じ。)

エ 登記事項証明書(定款の変更に係る登記をした場合に限る。次条第1項第1号オにおいて同じ。)

(第2項削除)

(事業の概要等に関する変更の届出)

第13条 条例第11条第1項の規定による届出は、指定特定非営利活動法人変更届出書に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して行わなければならない。

- (1) 条例第3条第1項第3号又は第4号に掲げる事

る場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して行わなければならない。

- (1) 役員名簿(条例第3条第2項第4号に規定する役員名簿をいう。以下この号において同じ。)の変更による場合

ア 変更後の役員名簿

イ 条例第6条第1号に該当しない旨を説明する書類

- (2) 定款の変更による場合

ア 変更後の定款

イ 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「法」という。)第25条第3項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係る定款の変更をした場合を除く。)

ウ 当該定款の変更に係る法第25条第3項の規定による所轄庁の認証を受けたことを証する書類の写し(同項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係る定款の変更をした場合に限る。次条第1項第1号エ及び第2号ウにおいて同じ。)

エ 登記事項証明書(定款の変更に係る登記をした場合に限る。次条第1項第1号オにおいて同じ。)

2 前項第1号ア並びに第2号ア及びウに掲げる書類にはそれぞれ副本1通を、同号エに掲げる書類にはその写し1通を添付しなければならない。

(事業の概要等に関する変更の届出)

第13条 条例第11条第1項の規定による届出は、指定特定非営利活動法人変更届出書に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して行わなければならない。

- (1) 条例第3条第1項第3号又は第4号に掲げる事

項の変更による場合

ア 条例第4条第1項第1号及び第3号に掲げる基準(条例第3条第1項第4号に掲げる事項の変更による場合にあつては、条例第4条第1項第1号に掲げる基準)に適合する旨を説明する書類

イ 変更後の定款(定款の変更をした場合に限る。次号アにおいて同じ。)

ウ 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本(定款の変更をした場合(法第25条第3項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係る定款の変更をした場合を除く。))に限る。次号イにおいて同じ。)

エ 当該定款の変更に係る法第25条第3項の規定による所轄庁の認証を受けたことを証する書類の写し

オ 登記事項証明書

(2) 条例第7条第2項第1号又は第3号に掲げる事項の変更による場合

ア 変更後の定款

イ 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本

ウ 当該定款の変更に係る法第25条第3項の規定による所轄庁の認証を受けたことを証する書類の写し

エ 登記事項証明書

(第2項削除)

項の変更による場合

ア 条例第4条第1項第1号及び第3号に掲げる基準(条例第3条第1項第4号に掲げる事項の変更による場合にあつては、条例第4条第1項第1号に掲げる基準)に適合する旨を説明する書類

イ 変更後の定款(定款の変更をした場合に限る。次号アにおいて同じ。)

ウ 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本(定款の変更をした場合(法第25条第3項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係る定款の変更をした場合を除く。))に限る。次号イにおいて同じ。)

エ 当該定款の変更に係る法第25条第3項の規定による所轄庁の認証を受けたことを証する書類の写し

オ 登記事項証明書

(2) 条例第7条第2項第1号又は第3号に掲げる事項の変更による場合

ア 変更後の定款

イ 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本

ウ 当該定款の変更に係る法第25条第3項の規定による所轄庁の認証を受けたことを証する書類の写し

エ 登記事項証明書

2 前項第1号ア、イ及びエ並びに第2号ア及びウに掲げる書類にはそれぞれ副本1通を、同項第1号オ及び第2号エに掲げる書類にはその写し1通を添付しなければならない。

(役員報酬規程等の提出)

第16条 条例第13条第1項の規定による書類の提出は、毎事業年度初めの3月以内に、指定特定非営利活動法人役員報酬規程等提出書(第4号様式)に当該書類を添付して行わなければならない。

2 条例第13条第2項の規定による書類の提出は、当該書類の作成後、遅滞なく、指定特定非営利活動法人助成金支給書類提出書(第5号様式)に当該書類を添付して行わなければならない。

(第3項削除)

3 条例第13条第3項に規定する規則で定める書類は、条例第4条第1項第6号及び第8号に掲げる基準に適合している旨並びに条例第6条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(役員報酬規程等の提出)

第16条 条例第13条第1項の規定による書類の提出は、毎事業年度初めの3月以内に、指定特定非営利活動法人役員報酬規程等提出書(第4号様式)に当該書類を添付して行わなければならない。

2 条例第13条第2項の規定による書類の提出は、当該書類の作成後、遅滞なく、指定特定非営利活動法人助成金支給書類提出書(第5号様式)に当該書類を添付して行わなければならない。

3 前2項の書類には、それぞれ副本1通を添付しなければならない。

4 条例第13条第3項に規定する規則で定める書類は、条例第4条第1項第6号及び第8号に掲げる基準に適合している旨並びに条例第6条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類とする。